

神戸市長田区役所周辺案内地図等設置業務仕様書

1. 募集内容

- (1) 業務名称 神戸市長田区役所周辺案内地図等設置業務
- (2) 設置場所 神戸市長田区北町3丁目4番地の3 長田区役所内（別紙1のとおり）
- (3) 業務内容 神戸市長田区役所周辺案内地図等を作成・設置し、その地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載できるものとする。
- (4) 業務期間 令和6年2月1日から令和11年1月31日まで
- (5) 契約方法 地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付けとし、市有財産賃貸借契約を締結する。
- (6) 貸付料 応募申込時に提出された価格提案書の額（年額）とし、消費税及び地方消費税を含んだものとする。なお、電気使用料は含まない。
- (7) 設備本体（地図・広告枠、1階に1機設置）
 - ① 横 2,000 mm 、高さ 2,100 mm 、厚さ 300mm 程度の大きさに設置すること。
 - ② 電気亜鉛メッキ鋼板（t1.5 以上 ）加工、メタリック焼付塗装と同程度の仕様を施すこと。
 - ③ 意匠面（地図・広告部分等）は、インクジェット又はカラーコルトンフィルムを乳白アクリル板と透明アクリル板で挟み込む形あるいはそれと同程度の視認性及び表現力を発揮できるようにすること。
 - ④ 照明は LED 内照式とし、調光器により明るさの調整ができるようにすること。また、タイマー等により電照時間を自動制御できることとし、手動スイッチによる電源のオンオフも容易にできるようにすること。
 - ⑤ 設備本体は可動式とし、ストッパーを設けるなど本体が転倒するなどして来庁者に危険が及ばないよう入念な転倒防止対策を施すこと。万一事故が発生した場合は、事業者の責任において対応すること。
 - ⑥ 本体の表面（前面）には チラシ、パンフレット類が配置できる A 4 サイズのラックを設置すること。
 - ⑦ 周囲と調和の取れた色合いにすること。
- (8) 設備本体（行事案内表示モニター・区役所情報表示モニター、1階・2階に1機ずつ設置）
 - ① 横 1,100 mm 、高さ 2,100 mm 、厚さ 300mm 程度の大きさに設置すること。
 - ② モニター表示内容は1階と2階で同じ内容を表示できるようにすること。

- ③ 電気亜鉛メッキ鋼板（t1.5 以上）加工、メタリック焼付塗装と同程度の仕様を施すこと。
- ④ 設備本体は可動式とし、ストッパーを設けるなど本体が転倒するなどして来庁者に危険が及ばないように入念な転倒防止対策を施すこと。万一事故が発生した場合は、事業者の責任において対応すること。
- ⑤ 本体の表面（前面）には チラシ、パンフレット類が配置できる A 4 サイズのラックを設置すること。
- ⑥ 周囲と調和の取れた色合いにすること。

(9) 周辺案内地図及び長田区全域地図

- ① 本体内に収まり、縦 1,000mm、横 1,000 mm 程度の大きさで作成すること。
- ② 長田区全域及び長田区役所周辺地図の構成とすること。なお、構成割合について本市と協議の上で決定する。
- ③ 公共施設・災害時の避難場所等、本市が指定する情報をわかりやすく表示すること。
- ④ 色覚障がい者に配慮した配色等であるバリアフリーデザインとすること。
- ⑤ 地図上に所在する広告主の表示を行うことができる。
- ⑥ 国土地理院の地図をベースに作成すること。

(10) 広告枠

- ① 地図上に所在する広告主の広告を表示し、写真・名称・電話番号等について表示することができる。
- ② 地図上の地点の広告主と枠が見つけやすくなるよう 座標表示や番号等で一致させること。
- ③ 本体内に収まる大きさで作成し、一枠が極端に大きくならないようにすること。
- ④ 緊急時等には、当区のホームページに切り替わり表示できる仕様とする。

(11) 行事案内表示モニター

- ① 本体内に収まり、長田区役所で実施する行事内容等を日々表示するためのモニターを設置すること。なお、モニターのサイズは 42 インチ以上の液晶ディスプレイ等とする。
- ② 開催時間、行事内容、場所等を各 5 枠以上表示し、日々の表示内容を 1 週間以上の単位でプログラムにより自動更新管理でき、かつ本市において随時更新可能な仕様とすること。
- ③ 表示方法については、本市が指定するエクセルファイルを変換し、表示、編集できる様式とすること。
- ④ その他、モニター仕様詳細については本市と協議上で決定する。

(12) 区役所情報表示モニター

- ① 本体内に収まり、本市が指定する情報等を動画及び静止画にて表示でき、必要に応じて秒単位での表示内容の切り替えや、テレビ放送やホームページ等の表示にも対応できる機能を持った 42 インチ以上の液晶ディスプレイ等を設置すること。
- ② その他、モニター仕様の詳細については本市と協議の上で決定する。

(13) パンフレットラック

- ① 本体内に収まり、A4サイズのチラシ・パンフレット類に対応したラックの仕様とする。
- ② その他、仕様の詳細については、本市と協議の上で決定する。

(14) 庁舎案内

- ① 長田区役所の庁舎案内（階、部署名、取扱業務等を記載）を作成し、区役所1、2階に設置している既存庁舎案内板（縦950mm、横1,350mm程度）（別紙2参照）に掲出すること。
- ② 組織の名称変更等に対応するため、表示内容は年に1度は更新するものとする。
- ③ その他、仕様の詳細や更新時期については、本市と協議の上で決定する。

(15) 掲示板の設置

- ① 2階出入口付近の北側壁面にポスター等を掲示できる掲示板を設置すること。（別紙2参照）
- ② 掲示板の大きさは縦1,200mm、横2,300mm程度とし、掲示物をマグネットで貼り付けることのできる仕様とすること。
- ③ その他、掲示板仕様の詳細については本市と協議の上で決定する。

(16) その他

- ① 制作・設置・移設・撤去等に関する一切の費用は設置事業者が負担すること。なお、設置予定箇所にある既存の工作物等の撤去に係る費用についても、設置事業者が負担すること。
- ② 破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更・移転等についてのメンテナンスをその都度行い、必要に応じて修正するなど常に正確な情報を発信すること。また、必要に応じて周辺案内地図等を張り替えること。
- ③ 設置事業者は、広告主の募集、広告物の事前確認、広告物の掲出、その他広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務を行うこと。
- ④ 地図上の広告主の表示や広告枠の掲載については、掲出予定の10日前（閉庁日を除く）までに見本を本市の担当者へ提出し、承認を得ること。
- ⑤ 広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、神戸市が推奨するものではありません。」等、注記の表示を施すこと。
- ⑥ 広告掲載の非表示又は停止措置等制限を行う場合は、別途協議する。
- ⑦ 故障及び広告等への問い合わせ並びに苦情に備え、「地図及び広告に関する問い合わせ先（取扱い事業者及び電話番号）」の表示を施し、設置事業者の責任において対応すること。
- ⑧ 各メンテナンス作業については、閉庁時間帯に実施すること。ただし、緊急を要する場合等、本市が特に指示した場合はこの限りでない。

2. 支払い条件

本市の発行する納入通知書により、期日まで貸付料を支払うこと。支払われた貸付料は返還しないこととする。ただし、本市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途

協議するものとする。また、電気使用料については、別途消費電力等に応じ算出した額を納めること。

3. 保証金

上記1(5)による 市有財産賃貸借契約から生ずる債務を担保するため、設置事業者は借受料の6か月分に相当する額を保証金として納付すること。

4. 違約金

用途指定違反、善管注意義務違反、転貸等の禁止条項に対する違反、暴力団等該当があった場合に、賃料の12ヶ月分相当の違約金を請求する。

5. 契約解除

用途指定違反、賃料の6か月以上の延滞、転貸等の禁止条項に対する違反、暴力団等該当があった場合には、直ちに契約を解除する。また、設置事業者の都合による契約解除については、4か月前までに書面により市に申し出ること。

6. 費用償還請求権の放棄

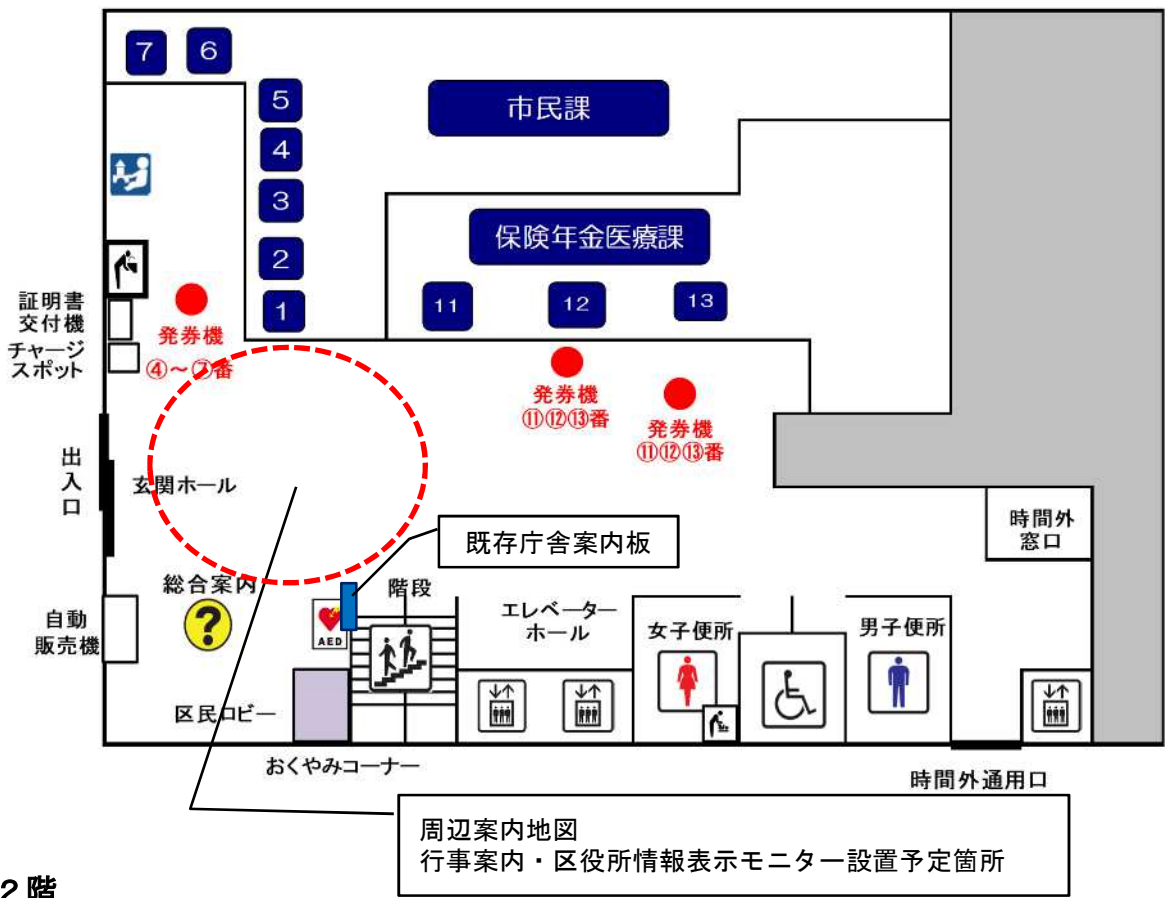
設置事業者が投じた必要費及び有益費があっても、市に請求できないものとする。

7. その他

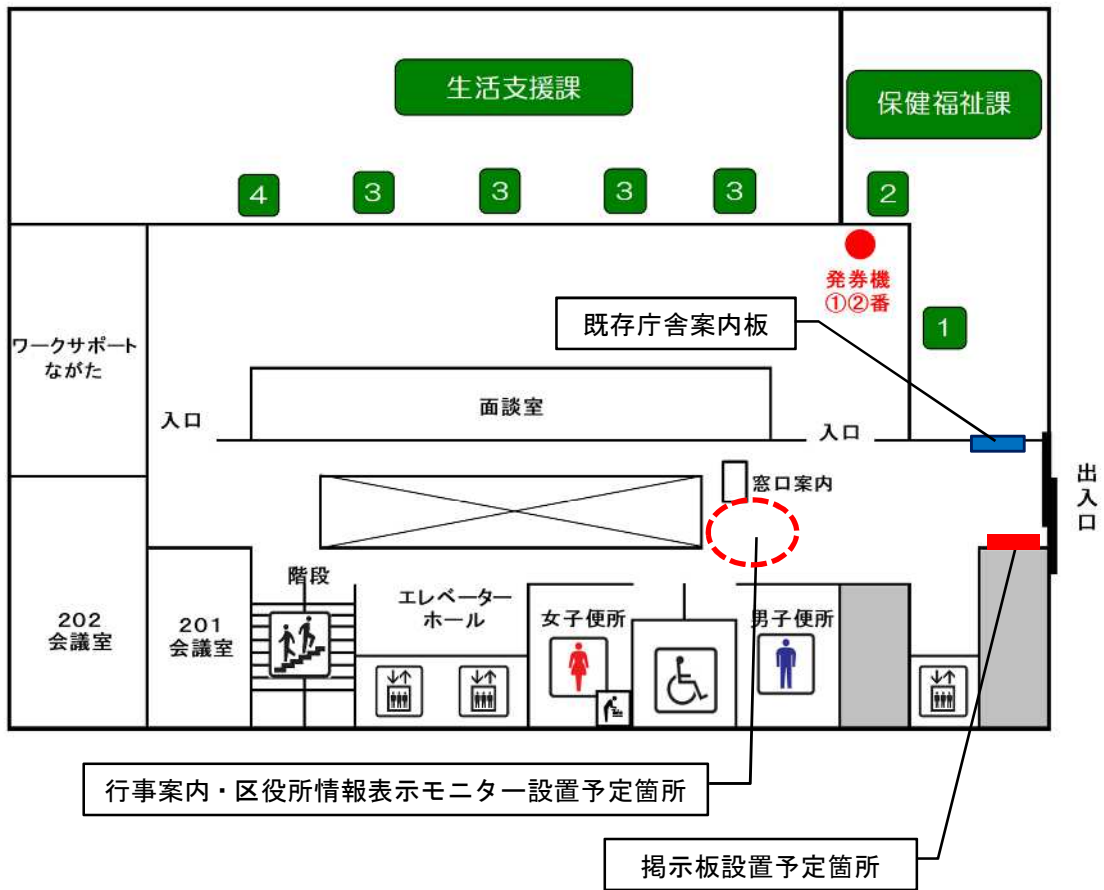
- (1) この仕様書に定めるものの他、広告の掲載に関して必要な事項は神戸市ホームページ広告掲載取扱要綱等に定めるところによるものとする。
- (2) 神戸市及び区役所の信頼及び品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
- (3) この仕様書に明記されていない細部の事項については、本市の指示に従うものとする。
- (4) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、両者が協議してこれを解決するものとする。

庁舎フロア図

1 階

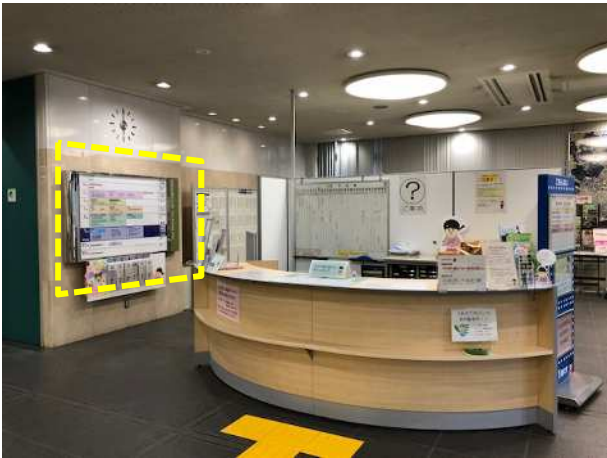


2 階

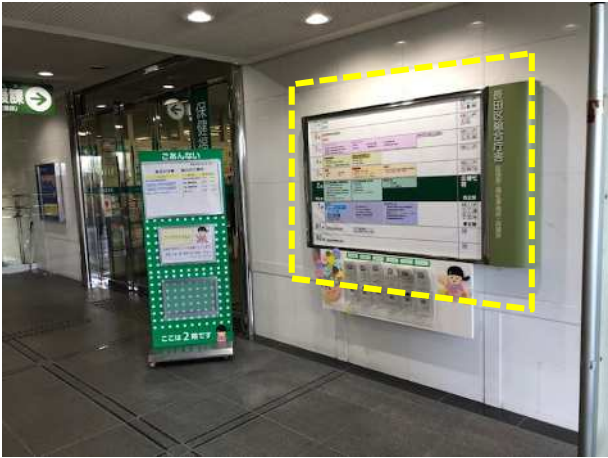


既存庁舎案内板

1 階



2 階



2 階 掲示板設置イメージ

